

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

向日市長 様

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

住 所

名称又は
氏 名 ㊟

電話番号

駐車場法第12条の規定により、届け出ます。

1	駐車場の名称				
2	駐車場の位置				
3 規模	イ 境域面積				
	ロ 駐車の用に供する部分	建築物である部分	m ²	駐車台数	台
		建築物でない部分	m ²	駐車台数	台
		計	m ²	駐車台数	台
4 構造	イ 建築物である部分				
	ロ 建築物でない部分				
5	設 備				
6	附帯業務のための施設				
7	従 業 員 概 数				
8	供用開始（予定）日				

（備考）

- 1 路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 2 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお大建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記載すること。
- 3 4のロ欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 4 5欄においては、換気装置、照明装置、警報装置、その他特殊な設備の概要を記載すること
- 5 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること

(届出書及び添付図書)

駐車場法(以下「法」という。)第12条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次の各号に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。
ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- (1) 路外駐車場の位置を表示した縮尺10,000分の1以上の地形図
- (2) 次に掲げる次項を表示した縮尺200分の1以上の平面図
 - イ 路外駐車場の境域
 - ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物内部にあるものを除く。)
 - ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第1号から第5号までに掲げる道路の部分、陸橋の下、橋及びトンネル
- (3) 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺200分の1以上の各階平面図並びに2面以上の立面図及び断面図

(管理規程)

- 法第13条第2項第3号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。
- 2 法第13条第2項第4号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。
 - 3 法第13条第2項第5号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。
 - 4 法第13条第2項第6号の運輸省令・建設省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
 - (2) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要
- 規則は都市計画区域内の地域
 - 面積は500㎡以上のもので、時間貸しのもの。月極め貸しは適用外。
 - 申請箇所は前面6.0m以上の道路に接すること。